

7 医第 479 号
令和 8 年(2026 年) 1 月 8 日

一般社団法人長野県医師会長 様

長野県健康福祉部長
(公 印 省 略)

医師の宿直義務の例外規定について（通知）

このことについて、別添のとおり厚生労働省から通知がありました。
主な内容は、病院での医師の宿直義務及びその例外規定に関して、当該医師が速やかに当該病院に駆け付けられる場所にいることを前提とした上で、「特別の事情があって、速やかに駆けつけられない場合においても、少なくとも速やかに電話等で看護師等に診療に関する適切な指示を出せること」には、オンラインによる対応を含む、電話以外の情報通信機器を用いた対応も含まれることについて明確化する旨を周知するものです。

つきましては、内容について御了知いただくとともに、貴会会員への周知をお願いします。

なお、保健福祉事務所及び中核市保健所あて別添のとおり通知しました。

(問合せ先)
担当：医療政策課企画管理係 宮坂
電話：026-235-7145（直通）
026-232-0111（代表）内線 2681
E-mail : kikaku-kanri@pref.nagano.lg.jp